

京都市訓令甲第 6 号

庁 中 一 般

京都市局長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成26年9月30日

京都市長 門 川 大 作

別表第2保健福祉局長の項第2号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同表生活福祉部長の項第6号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、「支援給付」の右に「及び配偶者支援金」を加え、同表子育て支援部長の項第3号中「母子福祉資金」の右に「父子福祉資金」を加え、同項第4号中「母子家庭自立支援給付金」の右に「及び父子家庭自立支援給付金」を加える。

附 則

この訓令は、平成26年10月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)